破産手続廃止

平成２８年（フ）第６４７号
東京都北区浮間４丁目23番25号
破産者　有限会社三和
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４８号
東京都北区赤羽北１丁目21－８
破産者　佐藤　節子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０７６号
東京都大田区西蒲田３丁目15－２－102
破産者　秋葉智恵子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７８１号
東京都千代田区神田和泉町１－７－５　町田ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区上目黒１丁目16番８号
破産者　株式会社４Ｃ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７８２号
東京都渋谷区本町２丁目７－11－301
破産者　野口　泰弘
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１３号
東京都渋谷区南平台町16丁目28番　グラスシティ渋谷６階
破産者　株式会社ヴィカレ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０５８号
東京都品川区東中延２丁目９－６－1102
破産者　中村竜太朗
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０７３号
東京都足立区足立３丁目33－８－302
破産者　竹内　史憲
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１０７号
東京都江戸川区南小岩１丁目12－５
破産者　篠原　節子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４６号
東京都大田区東雪谷１丁目27番４－401号
破産者　株式会社ピーシーティコーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４７号
東京都世田谷区瀬田１丁目17－11、開始決定上の住所東京都大田区東雪谷１丁目27－４－401
破産者　高橋　忠雄
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７３号
東京都墨田区横川２丁目18－７－201、開始決定時の住所東京都墨田区業平１丁目13－１－403
破産者　安部　雄介
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９５号
神奈川県川崎市川崎区大島３丁目17－６－603
破産者　大石　俊介
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８４号
東京都渋谷区猿楽町20－３－101
破産者　小林みはる
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８７号
東京都足立区千住橋戸町44
破産者　田邉　篤
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３９８号
東京都目黒区大橋１丁目１－２－201　第２長門ビル
破産者　阿部　優
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４４０号
東京都町田市高ヶ坂６丁目17－12－202
破産者　當麻　真生
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４４５号
東京都豊島区南大塚３丁目２番12号
破産者　株式会社編夢
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４４６号
北海道旭川市神居７条13丁目１－６
破産者　平林　敏子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４５６号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目14番13号　パークキューブ代々木富ヶ谷101
破産者　株式会社ａｃｒｏｓｓ　ｔｈｅ　ｕｎｉｖｅｒｓｅ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部